

静岡スバル自動車株式会社

第61期（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）

貸借対照表及び損益計算書

貸借対照表	—————	P 2
損益計算書	—————	P 3
重要な会計方針	—————	P 4
貸借対照表注記	—————	P 5
損益計算書注記	—————	P 5
退職給付関係注記	—————	P 6
税効果会計関係注記	—————	P 7

（表紙を含み 全7ページ）

貸借対照表

(平成16年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
< 流動資産 >	< 3,033,811 >	< 流動負債 >	< 2,387,573 >
現金及び預金	917,830	買掛金	1,509,050
受取手形	27,940	一年以内返済予定長期借入金	103,300
売掛金	551,260	未払金	123,471
商品	1,219,895	未払費用	59,182
仕掛品	12,926	未払法人税等	218,243
貯蔵品	3,150	未払消費税等	13,971
前払費用	13,548	前受金	106,844
繰延税金資産	129,910	預り金	37,822
未収入金	147,275	賞与引当金	215,686
その他の流動資産	10,927	< 固定負債 >	< 776,529 >
貸倒引当金	853	長期借入金	445,100
< 固定資産 >	< 4,491,704 >	退職給付引当金	278,743
(有形固定資産)	(4,003,054)	役員退職慰労金引当金	43,325
建物	956,385	預り保証金	9,360
構築物	139,625	《 負債合計 》	《 3,164,102 》
機械及び装置	78,094	資本の部	
車両運搬具	105,975	< 資本金 >	< 961,000 >
工具、器具及び備品	43,032	< 資本剰余金 >	< 827,360 >
土地	2,679,941	資本準備金	827,360
(無形固定資産)	(22,047)	< 利益剰余金 >	< 2,540,681 >
借地権	9,948	利益準備金	240,250
ソフトウェア	4,663	特別償却準備金	9,054
電話加入権	7,434	別途積立金	1,930,000
(投資その他の資産)	(466,602)	当期末処分利益	361,377
投資有価証券	174,577	< 株式等評価差額金 >	< 48,727 >
子会社株式	158,392	< 自己株式 >	< 16,355 >
出資金	280	《 資本合計 》	《 4,361,413 》
更生債権等	363		
長期前払費用	2,733		
繰延税金資産	89,422		
敷金・保証金	38,796		
その他の投資等	2,400		
貸倒引当金	363		
資産合計	7,525,516	負債及び資本合計	7,525,516

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔 平成15年4月 1日から
平成16年3月31日まで 〕

(単位:千円)

科 目		金 額		
経常損益の部	営業収益		15,750,241	
	売 上 高	15,083,502		
	その他営業収益	666,738		
	営業費用		15,300,488	
	売 上 原 価	12,893,910		
	販売費及び一般管理費	2,406,577		
	営業利益		449,753	
	営業外損益の部	営業外収益		39,245
		受取利息及び配当金	13,125	
		その他の営業外収益	26,120	
営業外費用			21,203	
支 払 利 息		8,811		
その他の営業外費用		12,391		
経常利益			467,795	
特別損益の部	特別利益		11,355	
	固定資産売却益	11,338		
	貸倒引当金戻入益	17		
	特別損失		5,030	
	固定資産売却損	216		
	固定資産除却損	4,813		
税引前当期純利益			474,120	
法人税、住民税及び事業税			220,615	
法人税等調整額			6,849	
当期純利益			246,655	
前期繰越利益			157,323	
中間配当額			42,602	
当期未処分利益			361,377	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1.重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式...移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの ...期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの ...移動平均法による原価法

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品

車 両 ...個別法による原価法

部 品 ・ 用 品 ...先入先出法による原価法

そ の 他 ...個別法による原価法

仕 掛 品個別法による原価法

貯 蔵 品最終仕入原価法による原価法

(3)固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産...定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法

また、耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～50年

構 築 物 7～50年

機 械 及 び 装 置 2～15年

車 両 運 搬 具 2～6年

工 具 、 器 具 及 び 備 品 2～20年

無 形 固 定 資 産...定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

長 期 前 払 費 用...均等償却

(4)引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を基に今後の回収可能性を勘案した率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金

従業員の賞与支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

退 職 給 付 引 当 金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により、それぞれ発生の翌期から費用処理しております。

役 員 退 職 慰 労 金 引 当 金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。当引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(6) 当期から「商法施行規則の一部を改正する省令」による改正後の商法施行規則の規定に基づいて計算書類等を作成しております。

2. 貸借対照表関係注記事項

(1) 親会社に対する短期金銭債務		5,779千円
(2) 子会社に対する短期金銭債権		7,989千円
子会社に対する短期金銭債務		22,078千円
子会社に対する長期金銭債務		8,000千円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額		1,926,959千円
(4) 担保に供している資産	建　　物	127,203千円
	土　　地	243,720千円
(5) 保証債務		67,899千円
(6) 商法施行規則第124条第3号に規定する配当制限額		
資産の時価評価により増加した純資産額		48,727千円

3. 損益計算書関係注記事項

(1) 親会社との営業取引高	売　上　高	6,428千円
	その他営業収益	754千円
	仕　入　高	46,746千円
	そ　の　他	32,154千円
(2) 親会社との営業取引以外の取引高	資産等購入高	8,739千円
(3) 子会社との営業取引高	売　上　高	17,929千円
	仕　入　高	186,372千円
	そ　の　他	127,155千円
(4) 子会社との営業取引以外の取引高	受取手数料	2,400千円
	受取賃貸料	15,526千円
	そ　の　他	202千円
(5) 1株当たりの当期純利益		39円34銭

4.退職給付関係注記事項

(1)採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。退職一時金制度の一部については、昭和57年3月1日より適格退職年金制度を採用し、平成7年3月1日からは制度対象者を従来の55才達齢者のみから退職者全員に変更し、退職金支給規程に定められた給付の8割を移行しております。

(2)退職給付債務に関する事項(平成16年3月31日現在)

(単位：千円)

退職給付債務	844,422
<u>年金資産</u>	<u>381,921</u>
未積立退職給付債務(+)	462,500
<u>未認識数理計算上の差異</u>	<u>183,757</u>
<u>退職給付引当金(+)</u>	<u>278,743</u>

5. 税効果会計関係注記事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	85,627千円
退職給付引当金	104,401千円
役員退職慰労金引当金	17,200千円
その他	50,460千円
繰延税金資産合計	<u>257,690千円</u>

(繰延税金負債)

株式等評価差額金	33,697千円
特別償却準備金	4,658千円
繰延税金負債合計	<u>38,356千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>219,333千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった 主な項目別の内訳

法定実効税率	41.1%
(調整)	
住民税均等割等	1.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.0%
課税留保金額に対する税額	4.6%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.9%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>48.0%</u>